

漁業特定技能協議会・漁業分科会決定第2号

令和元年10月8日

最終改正：令和4年9月8日

特定技能外国人の安全性の確保

漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第2条第2号の規定に基づき、特定技能外国人の安全性の確保について、次のように定める。

第1条 運営要領第3条第1号に規定する構成員（漁業特定技能協議会漁業分科会及び養殖業分科会の設置（令和元年7月30日漁業特定技能協議会決定第4号）第1条第1項に規定する「漁業分科会」に所属するものに限る。以下「漁業1号構成員」という。）は、漁船事故を防止するための推進事項として次に掲げる取組について、特定技能外国人に対し指導及び教育を行う。

- 一 漁労設備の操作及び操作手順の確認
- 二 作業着の袖口、裾等の締め付けによる巻き込み防止
- 三 命綱等の使用による転落防止及び救命胴衣、救命浮環その他の救命器具の用意による海中転落への対処
- 四 ヘルメットその他の保護具の使用による負傷防止
- 五 その他漁船事故を防止するために必要と判断される事項

第2条 漁業分科会の構成員で運営要領第3条第2号に規定する構成員は、漁業1号構成員に対し、前条各号及び労働関係法令の指導を行う。